

報 道 資 料

平成25年10月21日

まちづくり推進局建築課監察係

担当：東課長補佐・安川係長

直通電話：0742-27-7564(県庁内線：4423)

病院及び診療所の防火設備に係る緊急点検を実施します

本年10月11日に福岡県福岡市の整形外科において発生した火災により死者10名、負傷者5名を出す惨事となったことに鑑み、病院・診療所を対象に緊急点検を実施します。このことにより、奈良県における同様の火災被害を防止することを目的としています。

なお、本緊急点検は、平成25年10月15日国住指第2494号により国土交通省住宅局建築指導課長より通知のあった「病院・診療所の防火設備に係る緊急点検について」を踏まえて実施するものである。

調 査 期 間：平成25年10月22日(火)～平成26年1月15日(水)

調 査 対 象：病院又は診療所(患者の収容施設があるもの)で下記のいずれかに該当するもの(平成21年10月15日以降に新築されたものを除く。)

- ①地階又は3階以上の階を病院又は診療所の用途に供するもの
- ②病院又は診療所の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの(平屋建てのものを除く。)

調 査 件 数：約100件(予定)

調 査 方 法：建築基準法第12条第1項の定期報告書又は建築基準法第12条5項の報告による確認及び立入調査による。

重点調査項目：建築基準法の防火設備規定等